

令和2年度

予算概要

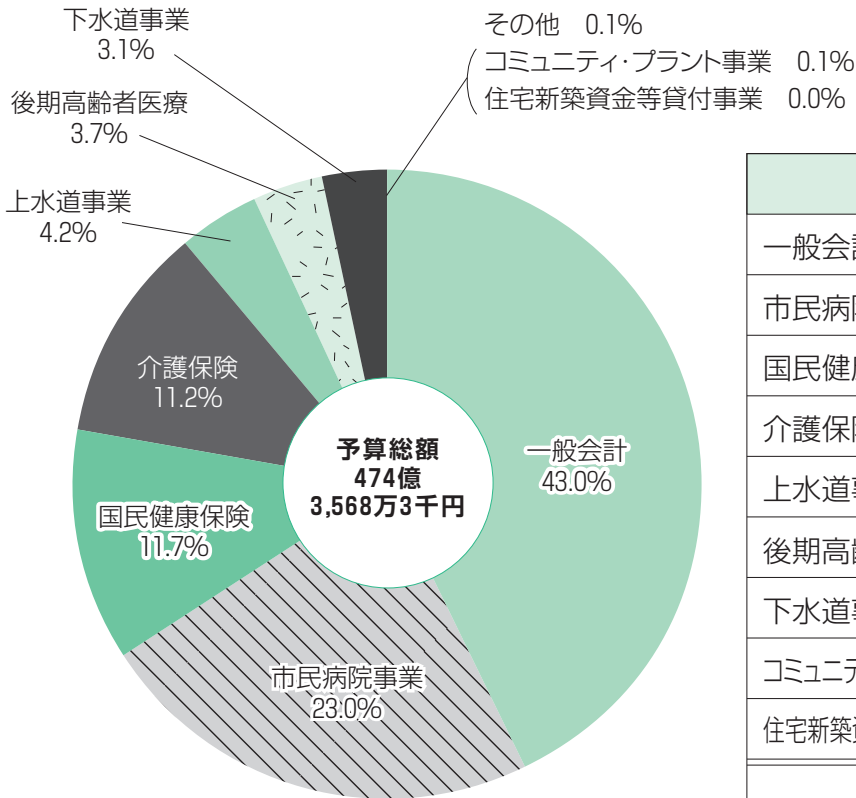
予算総額

474億3,568万3千円

(前年度比2.3%、
10億5,084万3千円の増額)

令和2年度の予算編成に当たっては、『つしま成長戦略』の5つの項目である「子ども・子育て応援都市、つしま」、「防災・減災モデル都市、つしま」、「地域の特性を活かした交流都市、つしま」、「地域経済が活性化する発展都市、つしま」、「いつまでも健康で暮らす都市、つしま」の着実な推進に向け、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本として予算編成を行いました。

会計別予算額構成



会計名	当初予算額(千円)	前年度比(%)
一般会計	20,380,000	103.6
市民病院事業会計	10,893,285	104.1
国民健康保険特別会計	5,563,369	97.0
介護保険特別会計	5,323,728	101.6
上水道事業会計	2,006,520	92.3
後期高齢者医療特別会計	1,736,850	109.0
下水道事業会計	1,497,860	102.5
コミュニティ・プラント事業特別会計	31,970	100.2
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,101	53.4
計	47,435,683	102.3



一般会計

203億8千万円(前年度比3.6%、7億円の増額)

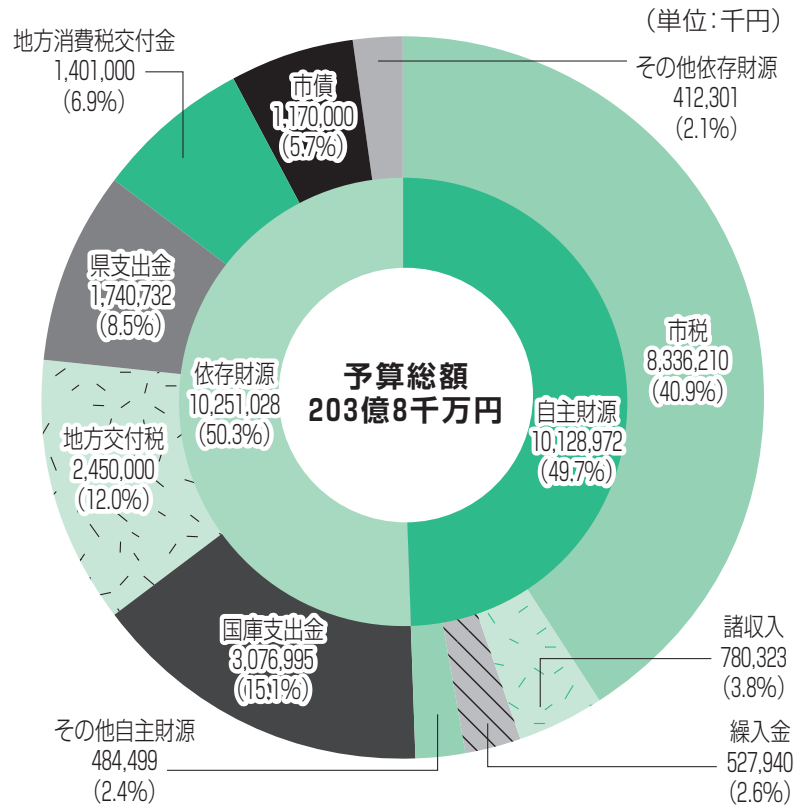
一般会計の歳入

市税は、固定資産税の増加などの影響により、約400万円(0.1%)の増となっています。

地方交付税は、地方財政計画、基準財政収入額の見込みなどから、昨年と同額となっています。

国・県支出金は、扶助費の増などにより、約3億4,600万円(7.7%)の増となっています。

市債は、投資的事業の減などにより、約3,800万円(3.1%)の減となっています。
 ※市債残高については、令和2年度末見込みで約169億1,900万円となり、ピーク時(平成11年度末 約219億4,300万円)の77.1%となっています。



※市民1人当たりの税負担額

13万3,934円(令和2年3月1日現在の人口6万2,241人より算出)

一般会計の歳出

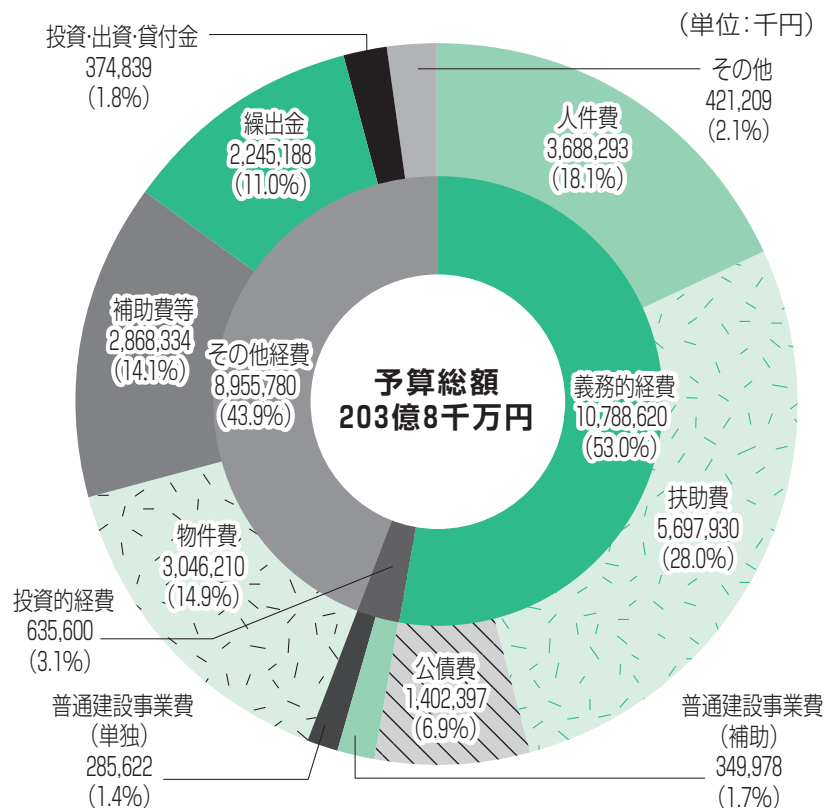
人件費は、制度変更の影響などにより、約1億9,800万円(5.7%)の増となっています。

扶助費は、施設型等給付費、子育てのための施設等利用給付費の増などにより、約2億2,200万円(4.0%)の増となっています。

公債費は、市債の元利償還金の減により、約7,100万円(4.8%)の減となっています。

投資的経費は、社会資本整備事業の減などにより、約1億2,400万円(16.3%)の減となっています。

その他の主なものとして、市民病院事業会計への支出金・介護保険特別会計への繰入金・後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などにより、約1億2,300万円(5.8%)の増となっています。



※市民1人当たりの歳出

32万7,437円(令和2年3月1日現在の人口6万2,241人より算出)

特別会計

126億5,801万8千円(5特別会計の総額で前年度比0.4%、4,979万9千円の増額)

国民健康保険特別会計では、一般被保険者療養給付費の減などにより、約1億7,400万円(3.0%)の減となっています。

介護保険特別会計では、介護給付費負担金の増などにより、約8,200万円(1.6%)の増となっています。

後期高齢者医療特別会計では、療養給付費負担金の増などにより、約1億4,300万円(9.0%)の増となっています。

企業会計

143億9,766万5千円(3企業会計の総額で前年度比2.1%、3億104万4千円の増額)

事業経営に当たっては、企業性を最大限発揮するとともにサービスの充実に配慮し、公共の福祉の増進や地域づくりに積極的な役割を果たしていきます。

また、経営の健全化と活性化を推進するため、経費の節減等一層の経営努力に取り組み、経営基盤の強化を図っていきます。

令和2年度の主な事業を紹介します

中学校トイレ改修実施設計

1,170万4千円

生徒が安全・安心に衛生的な環境で快適な学校生活が送れるよう、市内4中学校トイレ改修工事の実施設計を行います。

企業誘致補助事業

7,047万円

市の指定区域等への企業進出に際し、道路・水路等のインフラ整備に要した費用の50%以内(進出面積により上限額あり)を補助します。また、指定区域等に進出した企業が納付した固定資産税相当額の一部を補助します。

定住促進事業

201万8千円

津島市の子育て環境のイメージがアップするようなキャッチフレーズおよびイラストを募集して専用マグネットを作成、子育て支援制度を中心に津島市の魅力をまとめたパンフレットやポスターの作成、地区計画区域内に住宅を建築した45歳以下の方を対象に固定資産税相当額を補助するなど定住促進を図ります。

主な事業一覧

事業名	金額
中学校トイレ改修実施設計事業(新規)	1,170万4千円
小学校デジタル教材整備事業(新規)	350万3千円
津島市国土強靱化地域計画策定事業(新規)	385万3千円
防災ハザードマップ更新事業	295万9千円
災害時メール配信等更新事業	86万3千円
天王中学校武道場天井撤去実施設計事業(新規)	230万円
社会資本整備事業(街なみ環境整備事業)	950万円
文化財修理費補助事業	779万4千円
天王川公園公募設置管理制度導入検討調査事業(新規)	385万円
社会資本整備事業(道路等整備)	9,220万円
企業誘致補助事業	7,047万円
胃がんリスク検診事業(新規)	121万2千円
定住促進事業(新規)	201万8千円
移住支援補助事業(新規)	100万円
総合保健福祉センター駐車場整備事業(新規)	1,626万4千円

令和2年度固定資産税の課税

令和2年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月7日(火)

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

令和2年度 固定資産税についてQ&A

Q. 平成28年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、令和2年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか？

A. 新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成29～31年度分は税額が減額されています。

Q. 私は、令和元年11月に土地を売るために売買契約をして、令和2年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和2年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A. 令和2年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q. 令和2年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、令和2年度の固定資産税は課税されますか？

A. 課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになっています。

令和2年度 津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限	4月30日 (木)	6月1日 (月)	6月30日 (火)	7月31日 (金)	8月31日 (月)	9月30日 (水)	11月2日 (月)	11月30日 (月)	下記※	2月1日 (月)	3月1日 (月)	3月31日 (水)
税目等												
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税(種別割)		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所等利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月(納期限)

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税・・・12月28日(月)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料・・・令和3年1月4日(月)

下水道事業受益者負担金・・・12月25日(金)



65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得に応じて17段階に定められています。

4月からは、令和2年度の保険料を算定する基礎となる令和元年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお送りします。

仮徴収の納付方法

普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1～4期(4～7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の2分の1になるように納めていただきます。
1期2期(4月5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、令和2年2月に天引きされた金額を引続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替を利用されると大変便利です。

持ち物

- ・市指定金融機関で手続きする場合
- ・介護保険料の納付書、通帳、通帳印
- ・市役所で手続きする場合
- ・介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード

※市役所高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

問合せ 高齢介護課介護保険G

☎24-1117

介護予防・健康づくりで「健康寿命」を延ばしましょう!

趣味や生きがいを持つことは介護予防につながります。
「空いた時間に何かしたい!」と考えている方にボランティアをご紹介します。

手軽に始められる!

つしま🌸げんきボランティア

活動するとポイントがもらえ、貯まると地域振興券と交換できます。



問合せ 社会福祉協議会 ☎25-8411

決まった時間や曜日に活動できる!

つしま家事サポーター



少し家事の手伝いを必要とする高齢者宅で、ある程度決まった曜日・時間で活動します。

問合せ 社会福祉協議会 ☎23-5295

認知症に特化したボランティア

認知症予防スタッフ

仲間と楽しく認知症予防のふれあいサロンを運営してみませんか。



問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

オレンジサポーター (認知症サポーター)

仲間と認知症カフェの運営や認知症にやさしいまちづくりを一緒に!

問合せ 北地域包括支援センター ☎22-4771
中地域包括支援センター ☎23-3463
南地域包括支援センター ☎32-3066

他にも、「シルバー人材センター」「つしま生きがいクラブ」等で活躍も!お気軽にお問い合わせください。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

保険年金課からのお知らせ



国民年金保険料改定

令和2年4月分から国民年金保険料の月額が変わります。

令和2年4月分から
16,540円

3月分まで
16,410円

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を、社会人になつてから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が118万円以下の方

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 令和2年度分：4月から

過去2年間遡及の場合：随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

持ち物

- ・年金手帳
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・学生証や在学証明書等

※就学前に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。

※学生納付特例の更新用はがきが届いた方は、必要事項を記入の上、返送してください。

注意

・納付特例期間は、受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

・納付特例期間は10年間追納ができません。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。

・学生でない方には、納付猶予制度・申請免除制度があります。

問合せ 保険年金課医療・年金G

☎24-1114

中村年金事務所

☎052145317200

手話奉仕員養成講座

日時 5月13日～令和3年3月10日の毎週水曜日(ただし、8月12日、11月11日・18日、12月30日は除く。全40回)
午前10時～正午

場所 市立図書館

対象 市内在住、在勤の方(ただし、手話奉仕員養成講座をこれまでに受講したことのない方)

定員 20人(定員になり次第締切)

受講料 無料

テキスト代 3,300円(講座初日に徴収)

申込 4月24日(金)までに下記へ(土・日曜日は除く)。

問合せ 福祉課福祉G ☎24-1115

募集しています

手話を学んでみませんか?



福祉課窓口に手話通訳者を設置します

4月1日(水)から、福祉課に手話通訳者1人を週2日設置します。

聴覚などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方が、庁舎内の窓口での各種手続きや相談などをされる際に手話通訳を行いますので、お気軽にご利用ください。費用はかかりません。

設置(利用可能)日時

毎週水曜日・木曜日(原則)

午前9時～正午、午後1時～4時

※ただし、市役所開庁日に限る。各月の設置(利用可能)日は、38ページの「市民相談」のページをご覧ください。

問合せ 福祉課福祉G ☎24-1138

☎24-1115